

○農林水産省告示第六百二十号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表一の一の項の規定に基づき、昭和
四十八年五月二十四日農林省告示第千四十五号
(植物防疫法施行規則別表一の一の項の南アフリ
カ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル
種、トマンゴ種及びプロテア種のスワイートオレ
ンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実並
びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシン
トンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のス
ワイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果
実に係る農林大臣が定める基準を定める件)の一
部を次のように改正する。

平成7年5月12日

農林水産大臣 大河原太一郎

一中「行なわれる」を「行われる」に改める。
三中「生産地等における」を削り、同三の〔〕中
「行なわれた」を「行われた」に改め、同三に次
のように加える。
同二回の植物防疫官による消毒が実施されたこ
との確認は、南アフリカ共和国植物防疫機関
と共同して、次により行うものとすること。

ア 南アフリカ共和国内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）において消毒が行われる場合にあつては、当該施設において五の消毒が行われたことを確認すること。

イ 海上輸送中の冷藏設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒が行われる場合にあつては、輸出港においては五の消毒が開始されたことを、輸入港においては当該消毒が終了されていることをそれぞれ確認すること。

四の本則中「生果実」を「低温処理施設において消毒を行う場合にあつては、生果実」に改め、本則を「」とし、同四に次のように加える。
〔〕低温処理船舶において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

五中「生産地等における」を削り、同五の〔〕中「南アフリカ共和国の消毒施設」を「低温処理施設又は低温処理船舶」に改め、同五の〔〕を次のように改める。

〔〕低温処理施設及び低温処理船舶は、あらかじめ南アフリカ共和国植物防疫機関により〔〕

の消毒のために適切な施設及び設備を有する

ものとして指定されたものであること。

五に次のように加える。

同〔〕の消毒は、こん包がなされたままで行うこと。

六中「五により」を「低温処理施設において五により」に改め、同六中「消毒施設」を「当該施設」に改める。

七中「行なわれた」を「行われた」に改める。